



東北地方太平洋沖地震臨時号

閉上・下増田地区に津波の被害

三月十一日(金)午後二時四十六分ごろ、三陸沖で発生した東北地方太平洋沖地震で、被害を受けられました市民の皆さんに心からお見舞い申し上げます。

今回の地震は、世界歴代四番目となるマグニチュード9.0を観測し、日本国内観測史上最大規模の地震となりました。そのため、市内においても死者は七百人を超え、沿岸部においては家屋の損壊や床上・床下浸水、道路の損壊と被害は甚大で、市民生活にも大きな影響を与えました。市では、災害対策本部を設け、一日も早い復旧に全力を注いでいるところですが、市民の皆さんからも一層のご支援とご協力をお願いいたします。

災害証明書の発行について

ジをご覧ください。
問い合わせは、政策企画課 政策係(三階・内線332334)

市では、被災された皆さんが一日も早く安心・安全な生活が再建できることを願い、各種支援や市税などの減免申請の基準となる災害証明書を発行しています。

受付期間 三月二十八日(月)から四月二十八日(木)まで

受付場所 市役所または一部の公民館

受付時間 市役所 午前九時から午後五時、各公民館 午前九時から午後四時

持参するもの 印鑑(無い場合は拇印可)、被害状況の写真(無くても可)、連絡先がわかるもの、委任状(代理人が申請する場合)

詳細は先にお配りしているチラシまたはホームページ

日程	3月28・29日	3月30・31日 4月1日	4月4・5・6日	4月7・8日	4月11~28日 (土休日除く)
名取市役所 9:00~17:00	名取市役所(6階 東側会議室)				
各公民館 9:00~16:00	下増田公民館 増田西 " 館 腰 "	名取が丘公民館 愛島 " 高 館 "	下増田公民館 増田西 " 館 腰 "	名取が丘公民館 愛島 " 高 館 "	

市長コラム

粹庵 『がんばろう！なとり』

とにかく大変な災害でした。200年暮れに起きたスマトラ沖地震津波の惨状を目にしたとき、想像を絶する自然の驚異にがくぜんとし、どんな自然災害でも起こり得るとの認識を持ったものの、よもやその驚異がわが名取を襲うとは思いませんでした。名取市では閉上と北釜を中心に沿岸部にある建物が根こそぎ津波に流され、まちが消滅してしまいました。

どれほど多くの方がこの津波に巻き込まれ生命を落としたことでしょうか。最後まで現地で避難誘導に当たっていた消防団員、消防職員にも多くの犠牲者が出ております。目の前で肉親や友人・知人が流されるのを見送った方の心情を思うと、胸が張り裂けそうになります。私も何度涙で言葉が詰まったことでしょうか。ここに心からのお悔やみを申し上げます。

津波発生以来とにかく人命救助に全力を投入し、動かせる人材、資機材、重機を集め、現場の重機を止めないために燃料の調達に奔走しておりました。県にお願いしたり、国を動かしたり、とにかく一人でも多くの生命を救うために連日必死の交渉

を続けました。救出の報告を受ける度に「よし、よく頑張った」と励まされながら。それでも、続々と来る遺体発見の報告。時間との戦いに支障となる事象に対しては、なり振り構わず怒鳴りつけ無理を通してきました。

また、多くの方々のご支援を頂きました。早速駆けつけてくれた地元事業者の皆さん、足りない重機をあっという間に調達してくれた業者さん、名古屋の第3普通科連隊の皆さん、全国各地から応援に来てくださった緊急消防援助隊の皆さん、姉妹都市の上市市、新宮市の皆さん、給水活動に当たってくれた水道関係の皆さん。連日避難者の健康管理に努めて頂いた医療関係の皆さん、そして社会福祉協議会を中心に活動して下さったボランティアの皆さん、全国から支援物資をお寄せ頂いた多くの自治体、企業団体、個人の皆さん、本当にありがとうございました。まだまだ、復興への道のりはかなたではありますが、きっと、新生名取を市民の皆さまと築いてまいります。自分は何ができるのか、市民一人一人がその力を結集し、大きな力となるよう頑張りましょう。『がんばろう！なとり』

名取市長 佐々木 一十郎

被災された皆さんへのお知らせとお願い

国民健康保険・後期高齢者医療制度のお知らせ

被保険者証について
被保険者証を紛失あるいは自宅などに残したまま避難した人は、当分の間、医療機関窓口で氏名、生年月日、住所、連絡先を申し立てることにより、受診できます。
医療費の自己負担額について
国民健康保険および後期

- 高齢者の被保険者で、医療費の自己負担額の支払いが困難な場合は、次のいずれかの申し立てを医療機関窓口に行うことにより、支払いが猶予されます。
- 住宅の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- なお、この取り扱いは当面、平成二十三年五月診療分までが対象となります。
- また、地震発生後被災地域からほかの市町村に転出された人も対象となります。
- **保険税(料)について**
平成二十三年三月十一日以降に納期が到来する後期高齢者医療保険料については、次のように納期を延長します。
- **変更前** 平成二十三年三月三十一日(木)
- **変更後** 平成二十三年五月三十一日(火)

応急仮設住宅の建設が始まりました

市では、今回の東北地方太平洋沖地震で住宅が被害を受け、住宅の確保ができなくなった世帯に対し、応急仮設住宅をお貸しすることになりました。

第一次整備分として、県立精神医療センターの南側グラウンドに、2DK 60戸、3K 20戸、1DK 20戸の合計100戸の仮設住宅が着工し、4月下旬の完成を予定しています。

入居に関しては、下記のとおり説明会を開催します。入居希望調査票をお渡ししますので、いずれかの会場においてください。調査票の提出は、4月11日(月)までに社会福祉課への提出となります。

問い合わせは、社会福祉課(階・内線140)へ。

開催日	開催場所	()内は開始時間
4月2日(土)	第二中学校体育館	(9:30~)
	相互台公民館	(13:00~)
	増田中学校体育館	(16:00~)
	高館小学校体育館	(19:00~)
4月3日(日)	館腰小学校体育館	(9:30~)
	下増田小学校体育館	(13:00~)
	増田小学校体育館	(16:00~)
	第一中学校体育館	(19:00~)
4月4日(月)	文化会館	(9:30~)
	愛島台二丁目集会所	(13:00~)
	名取が丘公民館	(15:00~)
	保健センター	(17:00~)
	増田西小学校体育館	(19:00~)

国民年金の免除について

被災者で住宅や家財、そのほかの財産について、お

● 国民健康保険税の平成二十二年変更決定(平成二十三年三月)分および平成二十三年年度暫定賦課(第一期・第二期)分については、決定次第お知らせします。

● なお、特別徴収年金天引き四月(分)については、通常どおり年金からの天引きとなります。

● 問い合わせは、保険年金課国民健康保険係(一階・内線123、126、132)へ。

● おむね二分の一以上の損害を受けられた人などは、本人からの申請で国民年金保険料が全額免除となります。

● 免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、保険年金課またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

● なお、免除の申請手続きは平成二十三年七月末まで行ってください。ご本人が申請書を提出できない場合は、委任状が必要となります。

● 問い合わせは、保険年金課国民年金係(一階・内線121・122・132)または仙台南年金事務所国民年金課(246 5114)へ。

● 詳しくは、市のホームページおよび避難所などへ掲示してお知らせします。

● 問い合わせは、建設課二階・内線231・232・233)へ。

● 被災者の負担軽減と被災地の一刻も早い復旧を図るため、津波被害により流出・損壊された家屋などについては希望される場合、撤去を市の負担で行います。

● 被害に遭われた家屋などを市で撤去することに同意する所有者は、家屋等撤去依頼書を提出していただきます。

● 津波被害による家屋などの撤去について

農地に対してり災証明書を発行します

農地にがれき堆積、海水流入、表土流出などの被害のあった農地所有者にり災証明書を発行します。認め印を持参し、手続きしてください。

問い合わせは、農業委員会(四階・内線420)422)へ。

各種市税についてのお知らせ

市税の減免措置 市税の減免措置については、法令・条例の定めに従って、被災状況に応じて行います。詳細が決定次第お知らせします。

市・県民税および軽自動車税の納税通知書 市・県民税(例年特別徴収五月中旬、普通徴収六月中旬)および軽自動車税(例年五月中旬)の納税通知書の送付時期は、今後決定次第あらためてお知らせします。

問い合わせは、税務課市民税係(一階・内線166・168)へ。

固定資産税 固定資産課税台帳登録事項証明書(評価証明)および固定資産税の課税台帳の閲覧につきまし

ては、四月一日より例年どおり実施します。また、納税通知書の送付時期(例年五月中旬)は今後決定次第あらためてお知らせします。

水道料金などについて

平成二十三年三月末日が納入期限の水道料金など(下水道・農集排使用料を含む)は、当分の間、納入期限を延長します。

また、被害の著しいご家庭もあつたことから、三月二十八日の口座振替は行いませんでした。これはすべてのお客様について、減免するものではありません。今後の水道料金や減免などについては、取り扱いが決定次第お知らせします。

電気料金の特別措置

三月および四月分の電気料金の早収期間および支払期限を、おのおの一月間延長します。また、被災時

から引き続き全く電気を使用しない場合は、六カ月間に限り、電気料金は申し受けません。

詳しい問い合わせは、東北電力コールセンター(☎0120 175466)へ。

ガス料金の特別措置

支払期限日が平成二十三年三月十一日以降となるガス料金の支払い期限を一月延長します。また、同じく三月十一日以降六カ月間に限り、お客さまがガスを使用できなかった場合には基本料金をいただきません。

詳しい問い合わせは、仙台市ガス局(☎0800 800 8977)へ。

電話サービスの基本料金の取り扱い

被災による設備故障や被害に遭い実態的に電話などがご利用できなかったお客さまについて、その期間の基本料金などを無料にする措置があります。また、申出があつた場合は、支払期限を延長します。

詳しい問い合わせは、NTT東日本料金お問い合わせ受付センター(☎0120 032277)へ。

電気・ガス・電話のお知らせは、各社の報道発表資料などを参考にしています。

焼却ごみ、リサイクル品の減量化にご協力を

巨理名取共立衛星処理組合および巨理清掃センターが現在機能しておりません。焼却ごみ、リサイクル品の減量化にご協力をお願いします。

- ごみの減量化：災害ごみが大量に出されますので、ほかのごみの減量化にご協力をお願いします。
- 分別の徹底化：ごみ処理に係る手数を省き、早く処理できるようにご協力をお願いします。
- 自宅で保管できるものは、できるだけ保管していただくようご協力をお願いします。

災害地のごみ回収は、集積所の破損などにより回収場所が不明の所もありますので、町内会などで回収場所を決めて連絡いただければ回収します。

問い合わせは、クリーン対策課クリーン対策係(四階・内線481・482)へ。

公共下水道の使用について

下水道の処理ができない状態になっており、下水が逆流して、道路に設置してあるマンホールなどから噴出する恐れがあります。

トイレを使用する場合は、流す回数を減らすなどして極力排水量を少なくしてください。また、食器などはバケツなどで「ため洗い」を行い、お風呂の水はため置きして再利用してください。庭をお持ちの人は、これらの水を庭にまくなどの対応をお願いします。

問い合わせは、下水道課維持係(二階・内線219・222・225)へ。

被災地は火気厳禁です

被災地では、破壊された家屋からLPガスボンベが流出しているほか、押し流され大破した自動車などからの漏油が見受けられ、大変危険な状況にあります。被災現場付近では、喫煙やたき火など火気厳禁のご協力をお願いします。

問い合わせは、消防本部予防課(☎382 0242)へ。





市の各種事業のお知らせ

保健センター事業の中止について

保健センターが四月に実施を予定しておりました乳幼児健診、予防接種、がん検診などすべての業務を五月以降に延期します。

日程が決定次第、ホームページや広報紙でお知らせします。

問い合わせは、保健センター（☎382 2456）へ。

福祉バス乗車券・タクシー利用券の交付を延期します

例年交付しております福祉バス乗車券・福祉タクシー利用券は、災害対策を優先して行うため、交付時期を延期します。皆さまのご理解をお願いします。

なお、準備ができ次第、広報でお知らせします。

問い合わせは、介護長寿課長寿健康係（一階・内線129・130）または社会福祉課福祉係（一階・内線149・135）へ。

飼い犬の予防注射について

四月から予定しております狂犬病の集団予防注射

については、災害のため実施の見通しが立っておりません。今後の方針が決定次第、改めてお知らせします。

宮城県議会議員一般選挙の選挙期日の延期について

四月十日執行予定の宮城県議会議員一般選挙は、東北方太平洋沖地震の影響により、選挙期日が延期されました。

延期の期間は二カ月を越えて六カ月を越えない範囲内とされておりませんが、詳細が決定次第お知らせします。

問い合わせは、選挙管理委員会事務局（五階・内線531）へ。

スポーツ施設の休業のお知らせ

市内のすべての公共スポーツ施設を休業しています。臨空公園スポーツ施設については、大きな被害を受けており復旧のめどはついておりません。

十三塚スポーツ施設などについては、地震による被害箇所の調査・修繕を実施し、安全性が確認できるまで当面の間、休業となります。

また、市民体育館などの一部の施設は、災害復興での活動拠点としていたため、利用することができません。

開催時期については、改めてお知らせする予定です。

なお、休業期間中、貸切申請において市民体育館・十三塚公園スポーツ施設・第二臨空公園スポーツ施設を使用する予定だった皆さんから、事前に納付いただいた使用料金については還付する予定ですが、詳細な手続き方法などについては個別に連絡させていただきます。

問い合わせは、スポーツ振興課（市民体育館内 ☎384 3161）へ。

市民活動支援センター 休館のお知らせ

市民活動支援センターは今回の震災で大きな被害を受けました。調査などを実施し、安全性が確認できるまで当分の間休館となります。

問い合わせは、男女共同・市民参画推進室推進係（三階・内線336・337）へ。

サイクルスポーツセンター休館のお知らせ

名取市サイクルスポーツセンターが大破したため、当分の間休館します。現在のところ再開については未定となっております。

問い合わせは商工水産課商工係（四階・内線403）へ。

各種相談を行います

●法律相談
開催日 四月八日（金）・二十二日（金）

●定員 八名（電話予約制です。相談日前週の月曜日から受け付けを開始します）

●人権相談
開催日 四月十四日（木）

●行政相談
開催日 四月十五日（金）

いずれも午前十時から午後三時に市役所一階市民相談室で行います。（変更になることもあります）

問い合わせは、防災安全課生活安全係（五階・内線526）へ。

県政だよりはお休みします

みやぎ県政だより四月号はお休みします。

問い合わせは、宮城県広報課（☎211 2283）